

様

新居浜市監査委員 鴻 上 浩 宣  
新居浜市監査委員 杉 本 茂 利  
新居浜市監査委員 仙 波 憲 一

## 定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和4年7月25日から同年10月7日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

### 1 監査の対象及び期間

令和3年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
上下水道局	令和4年7月25日から同年8月17日まで
企画部	令和4年8月17日から同年9月16日まで
建設部	令和4年9月16日から同年10月7日まで

2 監査を実施した監査委員 鴻 上 浩 宣・杉 本 茂 利・仙 波 憲 一

### 3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

### 4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

### 5 監査の結果

令和3年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、更に適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

# 上 下 水 道 局

## 1 上下水道局の主な事務事業

### (1) 企画経営課

- ア 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の経営に関する事。
- イ 財政計画及び資金計画に関する事。
- ウ 企業債及び一時借入金に関する事。
- エ 予算の編成、配当及び執行管理に関する事。
- オ 決算及び業務状況報告に関する事。
- カ 現金及び有価証券の出納保管に関する事。
- キ たな卸資産に関する事。
- ク 工事の請負及び業務の委託その他の契約に関する事。
- ケ 財産及び備品の管理の調整統括に関する事。
- コ 水道メーターに関する事。
- サ 水道料金、工業用水道料金、下水道使用料その他収入金（次項に係るものを除く。）の調定、収納及び還付に関する事。
- シ 下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金に関する事。
- ス 排水設備指定工事店及び責任技術者に関する事。
- セ 滞納整理に関する事。

### (2) 水道課

- ア 水道事業経営の認可に関する事。
- イ 水道施設の整備、改良及び管理に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- ウ 漏水防止対策の計画及び実施並びに応急修理等に関する事。
- エ 給水契約及び給水装置等の管理に係る調査及び指導に関する事。
- オ 給水装置工事の審査及び検査並びに加入金、手数料等の調定に関する事。
- カ 専用水道、県条例水道、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査等に関する事。
- キ 応急給水に関する事。

### (3) 施設管理課

- ア 水源地、配水池、送水場その他の水源施設の管理に関する事。
- イ 工業用水道施設の管理に関する事。
- ウ 工業用水道施設に係る電気、機械及び計装設備の整備及び改良に関する事。
- エ 工業用水道の給水契約に関する事。
- オ 公共下水道施設の管理に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- カ 公共下水道施設の改良に関する事。
- キ 導水管及び送水管の管理に関する事。
- ク 水道水の水質検査及び保全に関する事。

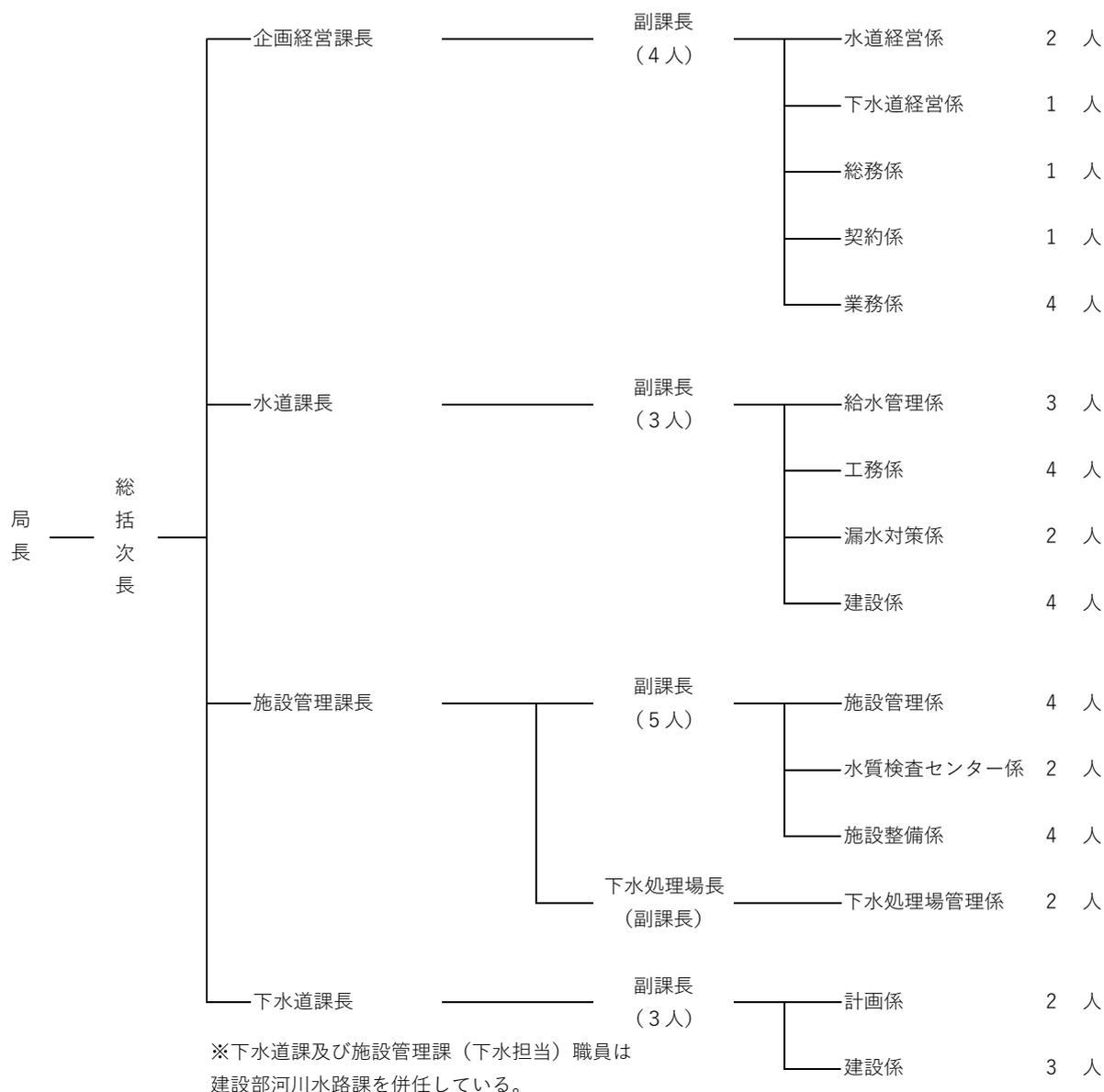
(4) 下水処理場

- ア 下水処理場及び菊本雨水ポンプ場の管理に関すること。
- イ 特定事業場の排水に関すること。

(5) 下水道課

- ア 公共下水道事業計画の策定に関すること。
- イ 公共下水道施設の整備に関すること。

2 職員の配置状況 61人（令和4年4月1日現在）



### 3 令和3年度上下水道事業等業務実績

#### (1) 水道事業

項目	令和3年度	令和2年度	比較増減	備考
行政区域内人口(人)	116,052	117,439	△1,387	年度末現在人口
計画給水人口(人)	120,000	120,000	0	H23.3.24計画変更認可
現在給水人口(人)	113,502	113,652	△150	年度末現在推計
普及率(%)	97.8	96.8	1.0	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}}$
給水戸数(戸)	56,341	55,974	367	年度末現在
年間配水量(m <sup>3</sup> )	14,070,260	14,321,892	△251,632	年間総量
年間有収水量(m <sup>3</sup> )	13,023,302	13,214,630	△191,328	年間総量
有収率(%)	92.6	92.3	0.3	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}}$
配水管総延長(m)	590,488	589,464	1,024	年度末現在
職員数(人)	31	31	0	

#### (2) 工業用水道事業

項目	令和3年度	令和2年度	比較増減	備考
給水社数(社)	3	3	0	住友化学(株) 住友金属鉱山(株) 住友重機械工業(株)
年間配水量(m <sup>3</sup> )	16,048,101	14,684,114	1,363,987	(R3:357日、R2:331日)
年間有収水量(m <sup>3</sup> )	16,018,254	14,545,084	1,473,170	(R3:357日、R2:331日)
有収率(%)	99.8	99.1	0.7	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}}$
配水管総延長(m)	7,338.8	7,338.8	0	年度末現在
職員数(人)	5	5	0	

#### (3) 公共下水道事業

項目	令和3年度	令和2年度	比較増減	備考
行政区域内人口(人)	116,052	117,439	△1,387	年度末現在人口
処理区域内戸数(戸)	37,390	36,848	542	
処理区域内人口(人)	74,626	75,170	△544	
普及率(%)	64.3	64.0	0.3	$\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}}$
処理区域内水洗化戸数(戸)	34,834	34,305	529	年度末現在
処理区域内水洗化人口(人)	69,528	69,296	232	
処理区域内水洗化率(%)	93.2	92.2	1.0	$\frac{\text{処理区域内水洗化人口}}{\text{処理区域内人口}}$
年間汚水処理水量(m <sup>3</sup> )	11,745,632	12,231,776	△486,144	年間総量
年間有収水量(m <sup>3</sup> )	9,065,327	9,141,151	△75,824	年間総量
有収率(%)	77.2	74.7	2.5	$\frac{\text{有収水量}}{\text{汚水処理水量}}$
職員数(人)	27	28	△1	

#### 4 令和3年度水道料金等調定収入の状況

##### (1) 水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調定額	収入額	未収額	調定額	収入額	未収額
水道料金	1,603,169,193	1,581,228,516	21,940,677	29,796,272	22,251,052	7,545,220
給水受託工事金	19,412,371	2,500,000	16,912,371	18,147,181	18,147,181	0
設計・検査手数料	4,546,400	4,546,400	0	0	0	0
加 入 金	48,103,000	48,103,000	0	0	0	0
分 担 金	177,674,129	5,984,000	171,690,129	117,676,929	117,676,929	0
企 業 債	250,000,000	250,000,000	0	0	0	0
補 助 金	79,576,000	37,480,000	42,096,000	47,650,000	47,650,000	0
その他の収入	333,034,448	274,296,133	58,738,315	18,544,480	18,544,480	0
計	2,515,515,541	2,204,138,049	311,377,492	231,814,862	224,269,642	7,545,220

##### (2) 工業用水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調定額	収入額	未収額	調定額	収入額	未収額
給水収益	261,973,353	239,225,246	22,748,107	22,743,908	22,743,908	0
工事分担金	0	0	0	0	0	0
企業債	0	0	0	0	0	0
その他の収入	35,577,629	33,251,234	2,326,395	14,861,558	14,861,558	0
計	297,550,982	272,476,480	25,074,502	37,605,466	37,605,466	0

##### (3) 公共下水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調定額	収入額	未収額	調定額	収入額	未収額
下水道使用料	1,433,322,574	1,306,859,053	126,463,521	134,517,233	127,595,690	6,921,543
下水道事業 受益者負担金	32,143,300	31,708,700	434,600	1,034,700	515,500	519,200
下水道事業 区域外流入分担金	7,236,500	7,157,500	79,000	283,500	237,200	46,300
計	1,472,702,374	1,345,725,253	126,977,121	135,835,433	128,348,390	7,487,043

(注) 下水道使用料の過年度分の未収額は、不納欠損額2,084,465円を含む。

下水道事業受益者負担金の過年度分の未収額は、不納欠損額29,100円を含む。

## 5 令和3年度上下水道事業等工事請負契約の状況

(単位：円)

区 分	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
水 道 事 業	11	722,282,000	32	248,701,310	2	47,850,000	45	1,018,833,310
工業用水道事業	1	38,830,000	1	17,127,000	1	11,330,000	3	67,287,000
公共下水道事業	13	319,534,091	59	376,441,457	22	137,296,500	94	833,272,048
計	25	1,080,646,091	92	642,269,767	25	196,476,500	142	1,919,392,358

(注) 変更契約は含まない。

## 6 令和3年度水道事業たな卸資産入出庫状況

(単位：円)

種 別	区 分	前期繰越額	入 庫	出 庫	差引残額
管・継手類		7,505,142	886,386	837,445	7,554,083
栓サドル類		1,029,767	107,450	96,280	1,040,937
弁 類		425,697	39,440	68,800	396,337
ボックス類		223,485	0	0	223,485
量水器		3,026,740	5,314,400	6,046,445	2,294,695
備消耗品類		459,483	0	8	459,475
計		12,670,314	6,347,676	7,048,978	11,969,012

## 7 令和3年度公共下水道事業会計の状況

### ア 収益的収支

(単位：円)

科 目		予 算 額	決 算 額	増減額又は 不用額	執 行 率 (%)
収益的 収入	営業収益	2,264,285,000	2,258,291,075	△5,993,925	99.7
	営業外収益	1,590,891,000	1,597,101,369	6,210,369	100.4
	特別利益	0	4,213	4,213	-
	計	3,855,176,000	3,855,396,657	220,657	100.0
収益的 支出	営業費用	3,168,918,000	3,059,886,399	109,031,601	96.6
	営業外費用	552,987,000	510,163,665	42,823,335	92.3
	特別損失	30,727,000	30,727,000	0	100
	予備費	3,000,000	0	3,000,000	0
	計	3,755,632,000	3,600,777,064	154,854,936	95.9
収支差引額		99,544,000	254,619,593	-	-

上表の予算額、決算額等は、いずれも消費税を含んでいる。

イ 資本的収支

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	翌年度への繰越額	増減額又は 不用額	執行率 (%)	
資本的 収入	企業債	2,398,900,000	2,001,300,000	356,500,000	△41,100,000	83.4
	出資金	400,000,000	250,000,000	0	△150,000,000	62.5
	負担金	35,400,000	39,379,800	0	3,979,800	111.2
	国庫補助金	1,154,074,000	906,896,000	247,178,000	0	78.6
	計	3,988,374,000	3,197,575,800	603,678,000	△187,120,200	80.2
資本的 支出	建設改良費	3,233,881,166	2,530,624,126	640,698,000	62,559,040	78.3
	企業債償還金	2,237,039,000	2,237,037,946	0	1,054	100.0
	長期借入金 償還金	32,811,000	32,810,000	0	1,000	100.0
	計	5,503,731,166	4,800,472,072	640,698,000	62,561,094	87.2
収支差引額	△1,515,357,166	△1,602,896,272	-	-	-	

上表の予算額、決算額等は、いずれも消費税を含んでいる。

## 8 令和3年度に実施した主な事業

### (1) 滝の宮送水場整備事業

既存施設の老朽化や耐震上の問題を解消するため、隣接土地に滝の宮送水場を更新した。これにより、川西地区全体の上水道の安定供給を図っている。更新後の供用開始は、令和6年度を予定している。

＜事業費＞ 滝の宮送水場場内配管整備工事  
251,500,000円（繰越分140,800,000円を含む。）

### (2) 新居浜市工業用水道更新・耐震化事業

昭和41年の供用開始以来、50年以上が経過し、一部の施設や管路に老朽劣化や耐震性の問題が認められるため、山根配水池の耐震補強工事を平成27年度から2か年で実施し、平成29年度から配水管の更新を進めている。これにより、南海トラフ巨大地震等の際にも工業用水道の被害を最小限に抑えることが可能となった。

＜事業費＞ 工業用水道北新町配水管耐震補強工事 45,216,000円

### (3) 管渠整備事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水被害の解消を目的に、公共下水道の主要管渠の整備、面整備を行った。

＜事業費＞ 1,131,808,721円（繰越分419,740,302円を含む。）

### (4) 下水処理場改築事業

供用開始後41年が経過し、設備機器の耐用年数が超過し、老朽化した施設の機能回復を図るため、既存施設の改築更新を計画的・段階的に実施する。都市基盤施設としての下水道の根幹をなす下水処理場を、恒久的かつ適正に機能させることで、本市の水環境の保全と安

全で快適な市民生活の維持を図る。

＜事業費＞ 489,830,000円（繰越分317,830,000円を含む。）

#### (5) 汚水処理施設共同整備事業

衛生センターの老朽化に伴い建替えや延命化を検討した結果、下水処理場にし尿・浄化槽汚泥を受け入れする受入施設を建設する。このことにより、本市の汚水処理費削減と水環境の保全と安全で快適な市民生活の維持が図られる。

＜事業費＞ 485,472,700円（繰越分）

### 9 指摘事項及び回答内容（回答は令和4年9月15日付け）

#### (1) 委託料の支払いについて

令和3年度新居浜市工業用水道施設保守点検業務委託について、緊急対応があった場合は、別表に記載された単価に基づいて別途委託料が支払われるが、報告書に記載されている単価が、契約書別表と異なっており、委託料の過少払いが生じている。今後はチェック体制を強化するなど適切な事務処理をされたい。

(施設管理課)

#### ＜回答＞

委託料の過小払いについては、差額の支払いを行いました。今後は、契約書と請求書の内容について、課内のダブルチェックを徹底し、適正な事務処理を行います。

#### (2) 上下水道事業経営検討委員会の取組継続について

上下水道局では、水道料金及び下水道使用料の見直しを検討するに当たり、幹部職員で構成する上下水道事業経営検討委員会を設置し、事業の安定的かつ持続的な運営に向け、収入の確保、支出の抑制、効率的な業務体制の確立の3つの視点で各課所の課題を洗い出し、9つの検討項目について調査・検討を行っている。これは、市民、利用者に負担を求めるだけでなく、自らの経営改善も進めようとする良い取組であると評価するところである。

料金等の改定は令和4年10月から実施されるが、本検討委員会の活動を、本年度以降も継続され、より効果効率的な事業経営に取り組まされたい。

(企画経営課)

#### ＜回答＞

上下水道事業の安定的かつ持続的な運営に向けては、まずは自らの企業努力によって、より効率的な事業経営に取り組む必要があると認識しております。

引き続き、上下水道事業経営検討委員会も活用しながら、上下水道局全体で安定的かつ持続的な事業経営に取り組んでまいります。

#### (3) 公共下水道事業の経営及び業務効率向上等経費削減について

下水道事業統合後、組織の見直しにより4課体制とし、総人員も随時削減されてきており、統合効果が追求されているが、今後、更なる深化を目指すに当たり、次の要点がある。

関連部局との業務内容整理の問題、下水道整備区域の見直しの問題、維持管理業務の見直

しの問題、専門知識要員の役割の再定義と育成の問題などである。

今後においては、前述した各要点の整理を経て、その結果に対して最適な体制へと進化をさせるとともに、一般会計からの繰入等、経費削減と業務効率の更なる向上に取り組まれない。

また、公共下水道事業の在り方については、市全体の行財政運営や都市計画等を踏まえた総合的な検討が必要であり、下水道事業、一般会計、企業会計等に精通した人材の育成や、健全経営を引き継ぐ組織の在り方についても、長期的視点に立ち検討されたい。

**(企画経営課、水道課、施設管理課、施設管理課(下水処理場)、下水道課)**

#### <回答>

令和3年度より、上下水道事業運営審議会において「持続可能な事業経営の在り方」についてご審議いただき、上下水道局内においても、審議会の審議と並行して、組織の在り方、支出の抑制や収入の確保などの見直しについて検討を進めた結果、組織につきましては、上下水道局の組織の再編成により令和4年度から施設管理課を創設し、上下水道一体となった施設管理を行っております。

今後につきましては、一般会計部門の河川水路課の業務内容の整理を行い、受託業務として行う公共下水道部門と建設部実施分のすみ分けの検討をする等、関連部局との業務内容の整理及び維持管理業務の見直しを図ってまいります。下水道整備区域の見直しにつきましては、令和4年度中に審議会の審議の中で、下水道整備区域の見直しを行う予定としており、更なる経営の効率化を図り、一般会計からの繰入等、経費削減と業務効率の向上に取り組む予定としております。また、担当業務区分の見直しを行い、長期的な在籍も視野に入れながら専門的な知識を有する職員の育成を図ってまいりたいと考えております。

(企画経営課)

#### **(4) 工事請負等の契約金額の更なる精査及び削減について**

上下水道局の各事業に関して、共通する重要事項は、安定供給確保のため、設備の老朽化更新や耐震化を遅滞なく進めていくことである。そのためには、多額の費用を要し、料金改定を予定しているとはいえ、今後、収支や財務に多大な影響が想定される。これまでも経費節減に努めてきているが、より一層の厳しい姿勢対応が求められる。工事請負等の契約金額の査定に関しては、適正な評価を行ってきているが、前述の状況を鑑み、新規の業者の発掘開拓による競争原理の追求や評価方法の見直しあるいは契約範囲の集約統合などによるトータルコストの削減など、一段の工夫及び削減に取り組まれない。また、その査定評価の内容を確実に残し、客観性・透明性の維持に努められたい。

**(企画経営課、水道課、施設管理課、施設管理課(下水処理場)、下水道課)**

#### <回答>

工事請負等契約に係る入札事務に関しては、平成15年1月1日から事務の効率化と経費の節減を目的として、市長部局(契約課)の工事請負契約事務と一元化が図られており、工事等検査業務についても平成23年度発注分から一元化が図られているところであります。今後におきましても、常にトータルコスト削減を念頭に置き、発注内容や評価の更なる精査を行うとともに、新規の業者の参入等による競争原理の追求や評価の客観性・透明性の維持により一層の経費削減に努め、設備の老朽化更新や耐震化を進めてまいります。

**(5) 業務委託契約等について**

業務委託契約等において、提出された写真に日付表示がないものが散見される。

新居浜市上下水道局処務規程第28条において、この規程に定めるもののほか、事務処理等については、新居浜市の例によるとされており、新居浜市出納事務マニュアルでは、委託料等の支払時には写真の添付を求め、写真添付の際は、黒板等による日付表示必須としていることから、今後、写真の日付表示について改めるよう検討されたい。

**(企画経営課、施設管理課、施設管理課(下水処理場))**

**<回答>**

業務完了報告書に添付している写真については、新居浜市出納事務マニュアルに則り、黒板等による日付表示を徹底するよう受託者に指導し、適正な事務処理に努めます。

# 企 画 部

## 1 企画部の主な事務事業

### (1) 総合政策課

- ア 市政の基本方針及び重要施策の総合企画調整に関する事。
- イ 市政の調査研究に関する事。
- ウ 長期総合計画の調整及び進行管理に関する事。
- エ 総合戦略の推進及び調整に関する事。
- オ 過疎地域持続的発展計画に関する事。
- カ 市議会に関する事。
- キ 離島振興計画に関する事。
- ク 広域行政に関する事。
- ケ 基幹統計及びその他の統計に関する事。
- コ 行政改革、行政評価に関する事。
- サ 規制改革に関する事。
- シ 総合教育会議に関する事。

### (2) 秘書課

- ア 市長及び副市長の秘書並びに渉外に関する事。
- イ 広聴に関する事。
- ウ 市政モニターに関する事。

### (3) シティプロモーション推進課

- ア シティプロモーションの推進に関する事。
- イ 移住及び定住の推進に関する事。
- ウ 報道機関との連絡調整に関する事。
- エ 市政の広報に関する事。

### (4) 財政課

- ア 予算の編成、配当及び執行に関する事。
- イ 財政計画及び資金計画に関する事。
- ウ 市債及び借入金に関する事。
- エ 地方交付税等に関する事。
- オ 財政事情の公表に関する事。

### (5) ICT戦略課

- ア 電子計算組織の企画及び調整に関する事。
- イ 電子計算機のプログラム作成管理に関する事。
- ウ 電子計算機の管理運営に関する事。
- エ 情報化の推進に関する事。

**(6) 別子銅山文化遺産課**

- ア 別子銅山文化遺産に関すること。
- イ 広瀬歴史記念館に関すること。

**(7) 港湾管理課**

- ア 東予港(東港地区)に関すること。
- イ 新居浜港務局との連絡調整に関すること。
- ウ 漂流物に関すること(河川を除く。)

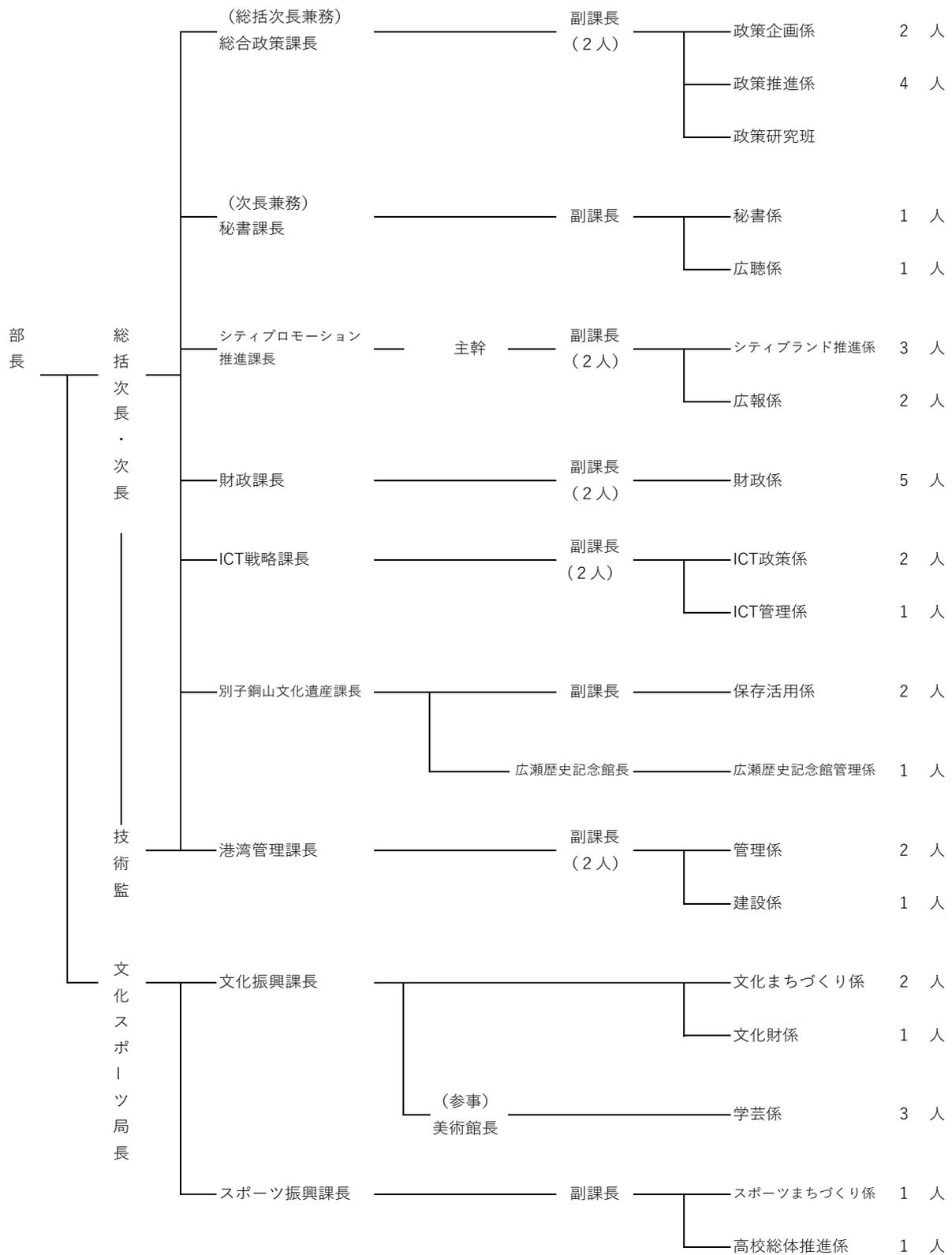
**(8) 文化振興課**

- ア 文化施設に関すること。
- イ 文化芸術の振興に関すること。
- ウ 文化財の保存活用に関すること。

**(9) スポーツ振興課**

- ア 体育施設に関すること。
- イ スポーツの振興に関すること。
- ウ スポーツ関係団体の育成に関すること。

## 2 職員の配置状況 63人（令和4年4月1日現在）



### 3 令和3年度に実施した主な事業

#### (1) 近代化産業遺産まちづくり推進費

別子銅山産業遺産の歴史的意義や価値を明らかにし後世へ伝承するため、産業遺産の保存活用と情報発信に取り組んだ。令和3年度は、住友山田社宅6棟エリア・旧端出場水力発電所の土地賃借料、樹木剪定等、別子銅山産業遺産の維持管理を図ったほか、別子銅山案内パンフレットの作成、配布により、別子銅山の歴史的意義や価値等について、情報発信を図ることができた。

＜事業費＞ 10,294,753円

【内訳】保存活用事業 9,258,328円

情報発信事業 1,036,425円

#### (2) 端出場水力発電所整備事業

別子銅山の近代化を支えた象徴である旧端出場水力発電所について、保存活用を図るため、平成28年度に「旧端出場水力発電所保存活用計画」を策定。平成29年度は、保存活用計画にもとづき、建物本体の耐震補強の実施設計、周辺整備にかかる測量調査、実施設計を行い、平成30年度から継続事業として本体耐震補強工事に着手し、令和3年度末に竣工。令和4年度は、周辺整備工事を進め、令和4年度末一般公開予定。整備事業により、後世への継承とともに観光施設マイントピア別子、端出場地区産業遺産との一体的な活用による観光交流人口の増加等別子銅山産業遺産を活かしたまちづくりに貢献できる。

＜事業費＞ 175,366,985円

#### (3) 山田社宅整備事業

住友企業によって保存されてきた社宅6棟について、平成31年までに住友各社から本市へ寄贈を受けた。市では令和元年度に住友山田社宅保存活用計画を策定し、今後の一般公開に向けて整備を推進している。令和3年度は、共電幹部・監査役社宅及び外国人西・東社宅の耐震改修設計等を実施。また、駐車場や園路等の周辺整備測量設計も実施した。

住友山田社宅は、昭和初期に鷺尾勘解治氏による都市計画の一環として、昭和4年から建設が始まり、最盛期には295戸が整備され、日本有数の社宅群となった。現存する社宅について、昭和初期の建物として建築的価値が認められ、6棟8件が令和2年8月に国の登録有形文化財となっており、星越地区の歴史とともに昭和の近代化を象徴する社宅として、将来にわたる保存活用のため、一般公開に向けた住友山田社宅6棟エリアの整備工事を推進し、別子銅山の歴史の継承、郷土愛の醸成を図る。

＜事業費＞ 27,094,000円

#### (4) 旧広瀬邸等保存活用事業

国指定重要文化財「旧広瀬家住宅」及び国指定名勝「旧広瀬氏庭園」の保存活用計画策定事業及び耐震診断事業を実施した。また、重要文化財旧広瀬家住宅耐震検討委員会、重要文化財旧広瀬家住宅保存活用計画策定委員会、名勝旧広瀬氏庭園保存活用計画策定委員会をそれぞれ設置し、開催（合計7回）した。

＜事業費＞ 40,398,821円（繰越分 12,666,369円を含む。）

### (5) 新居浜市スポーツ未来創造事業

市民体育館のリニューアルを契機に、市民のスポーツをする機会を増やし、軽スポーツの普及、競技者の裾野を広げることを目的に、指定管理者である（公財）新居浜市文化体育振興事業団が行っている自主事業を拡充した。指定管理者が主体的にスポーツの活性化を図り、本市スポーツの核となるよう取り組んだことにより、主にジュニア選手への方向付けなど、本市の競技力向上に貢献できた。

<事業費> 12,461,240円

### (6) 文化施設環境設備事業

老朽化が進んでいる文化施設、特に市民文化センターの施設整備により、利用環境の改善と利便性の向上を図るため、令和3年度は、市民文化センター大ホール舞台機構設備取替工事、市民文化センター大ホール舞台照明設備改修工事、市民文化センター本館給水配管改修工事等を実施した。

また、市民文化センター大ホールの調光・音響設備のリースや舞台照明負荷設備の保守点検業務を実施し、利用者の安全確保と快適な利用環境の改善を図ることができた。

<事業費> 33,667,456円

### (7) 総合文化施設の運営

新居浜の歴史、文化、芸術を通して、市民が集い交流する場として、平成27年7月の開館以来、施設の管理運営を行うとともに市民の創作、発表、鑑賞等の機会を提供した。

#### 【来館者数】

年 度	人 数 (人)
平成29年度	232,090
平成30年度	205,749
令和元年度	224,448
令和2年度	94,274
令和3年度	108,040

<事業費> 225,733,910円

・総合文化施設管理運営費	172,157,421円
・総合文化施設充実事業	14,653,161円
・総合文化施設環境整備事業	7,316,100円
・新居浜市美術館特別企画展開催事業	23,971,086円
・にいほまSDGsアートフェスティバル開催事業	4,333,431円
・あかがねミュージアム支援事業	314,000円
・総合文化施設感染症対策事業	2,983,200円
・美術品購入基金繰出金	5,511円

#### 4 一般会計款別歳入決算状況

(単位：円)

款 別	決 算 額		
	令和3年度	令和2年度	増 減
市 税	19,503,775,868	19,331,276,223	172,499,645
地方譲与税	350,120,777	341,280,833	8,839,944
利子割交付金	20,362,000	22,351,000	△1,989,000
配当割交付金	92,449,000	58,578,000	33,871,000
株式等譲渡所得割交付金	115,218,000	79,207,000	36,011,000
法人事業税交付金	305,448,000	181,085,000	124,363,000
地方消費税交付金	2,794,641,000	2,574,876,000	219,765,000
ゴルフ場利用税交付金	31,043,040	28,530,180	2,512,860
環境性能割交付金	20,455,000	18,593,000	1,862,000
地方特例交付金	341,658,000	111,540,000	230,118,000
地方交付税	6,607,512,000	5,478,119,000	1,129,393,000
交通安全対策特別交付金	14,015,000	15,209,000	△1,194,000
分担金及び負担金	211,062,062	210,719,645	342,417
使用料及び手数料	668,812,638	704,212,223	△35,399,585
国庫支出金	13,358,022,359	21,617,694,873	△8,259,672,514
県支出金	3,817,407,454	4,023,424,413	△206,016,959
財産収入	118,454,402	72,199,302	46,255,100
寄 附 金	454,760,527	515,508,685	△60,748,158
繰 入 金	1,712,011,550	1,838,392,413	△126,380,863
繰 越 金	1,163,622,265	1,110,125,583	53,496,682
諸 収 入	1,734,217,579	1,626,675,401	107,542,178
市 債	4,703,629,000	4,645,488,000	58,141,000
計	58,138,697,521	64,605,085,774	△6,466,388,253

## 5 一般会計款別歳出決算状況

(単位：円)

款 別	決 算 額		
	令和3年度	令和2年度	増 減
議 会 費	342,811,878	341,783,282	1,028,596
総 務 費	7,965,288,872	18,417,069,020	△10,451,780,148
民 生 費	23,273,048,242	20,683,288,126	2,589,760,116
衛 生 費	4,902,410,112	3,662,925,183	1,239,484,929
労 働 費	378,378,868	387,697,542	△9,318,674
農林水産業費	673,906,223	1,023,068,610	△349,162,387
商 工 費	3,532,271,278	2,142,121,982	1,390,149,296
土 木 費	5,380,392,954	5,296,106,206	84,286,748
消 防 費	1,611,139,860	1,720,341,121	△109,201,261
教 育 費	4,319,574,930	5,262,089,579	△942,514,649
災害復旧費	122,484,294	130,290,963	△7,806,669
公 債 費	4,545,354,526	4,374,681,895	170,672,631
計	57,047,062,037	63,441,463,509	△6,394,401,472

## 6 使用料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
市民体育館使用料	3,583,133	3,583,133	0
東雲市民プール使用料	313,290	313,290	0
テニスコート使用料	3,926,920	3,926,920	0
山根公園屋内プール使用料	3,038,750	3,038,750	0
山根市民グラウンド使用料	105,000	105,000	0
山根総合体育館使用料	2,166,145	2,166,145	0
市営野球場使用料	396,485	396,485	0
市営サッカー場使用料	1,003,420	1,003,420	0
多喜浜体育館使用料	612,365	612,365	0
文化振興会館使用料	710,893	710,893	0
自動販売機設置使用料（体育施設）	1,344,995	1,344,995	0
自動販売機設置使用料（文化施設）	515,515	515,515	0
市民文化センター施設使用料	6,060,273	6,060,273	0
美術館使用料	2,369,620	2,369,620	0
自動販売機設置使用料（美術館）	16,500	16,500	0
無線基地局設備設置使用料（美術館）	69,498	69,498	0
広瀬歴史記念館観覧料・使用料	1,259,310	1,259,310	0
自動販売機設置使用料（広瀬歴史記念館）	162,586	162,586	0

## 7 指摘事項及び回答内容（回答は令和4年10月20日付け）

### （1）業務委託契約について

ア 美術館における観覧料、施設等使用料及び展覧会図録等売払代金の徴収事務委託業務契約書の仕様書には、「展覧会図録等売払代金について、毎月末締め、甲（新居浜市教育委員会）の棚卸による確認後1週間以内に払込書により納付すること」とあるが、9月分の図録代の収納処理が12月に実施されている。委託事業者から10月4日付けで業務実績報告書が提出されていたことから、月末に棚卸を実施していれば早期に在庫数の確認ができ、遅延処理が起こらなかったと考えられるため、今後、棚卸により在庫数の確認を確実に実施するよう改められたい。

（文化振興課（美術館））

#### <回答>

展覧会図録などの徴収事務につきましては、「展覧会図録等売払代金について、毎月末締め、甲（新居浜市教育委員会）の棚卸による確認後1週間以内に払込書により納付すること」になっておりましたが、職員間の連絡不備により、図録代の納付が約2か月遅延することとなりました。

今後につきましては、委託事業者が実施している月末の残数確認を行う際に美術館担当者も立会して、在庫数の確認を実施します。

また、業務実績報告書は職員間で情報を共有し、書類の提出があれば直ちに確認したうえで、すみやかに納付するよう適正な事務処理を行ってまいります。

イ 「新居浜の美術コレクション展示2021」に係る展覧会支援業務について、会場監視業務を再委託しており、見積書では47日間の予定であったところ業務完了報告書によると臨時休館のため会場監視業務は27日間となっている。

業務委託契約書には委託料又は履行（契約）期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるとあるが、会期が大幅に減少し、委託料に変更が生じた可能性があるにもかかわらず変更契約がなされていない。

再委託先には会期減少分を加味した金額が支払われていることは確認済みであるが、業務委託先には業務委託料全額が支払われていることから、実施業務の内容を確認し適正に処理されたい。

（文化振興課（美術館））

#### <回答>

臨時休館に伴う会場監視業務日数の減少における減額分につきましては、本来であれば臨時休館に伴う展覧会の日数減が確定した段階で変更契約をするべきでございましたが、十分な確認をせずに事務処理を行っておりました。

今後におきましては、仕様書記載内容に変更があった際は直ちに変更契約を実施し、適切な事務処理を行ってまいります。

なお、令和3年度の過払い分については委託先から市へ返還していただき、令和4年10月31日までに戻入処理を行う予定です。

## (2) 公共施設再編計画の推進について

消防本部では、経年劣化が進む南消防署及び川東分署の整備計画について今年度中の方針決定を目指している。両施設は、市民課出先機関の上部・川東支所との複合施設で、庁舎整備計画に合わせた上部・川東支所の在り方に関する検討も必要である。また、公共施設再編計画には、「コンビニでの証明書交付等、条件整備がされた場合は、廃止検討」することが示されている。

公共施設再編計画の推進には、施設の複合化や適正配置について部局の境を越えた調整が求められ、行政改革大綱の「公共施設の配置」に関する主体的推進課である総合政策課において、精力的な庁内調整と進捗管理に取り組み、計画に基づき施設保有量及び将来費用の着実な削減を進められたい。

(総合政策課)

### <回答>

消防本部南消防署の再編に関する基本方針につきましては、今年度中に庁内において協議を行う予定となっております。

企画部の認識といたしましては、消防分署の再編と支所の廃止はセットで議論すべきであると考えており、支所につきましては、市民環境部において、マイナンバーカードの普及、コンビニでの各種証明書の交付環境や利用実態を十分検証したうえで、消防分署の移転とあわせて廃止等を検討する必要があると考えております。

今後におきましては、庁内協議の場において、積極的に消防本部及び市民環境部の調整を行ってまいります。

## (3) 転入者ウェルカム事業とあかがねポイント事業の効果的活用について

転入者ウェルカム事業では、転入者にあかがねポイント500ポイント引換券等のウェルカムプレゼントを行っている。しかし、ポイント交換率は10%未満と低迷し、事業効果が発揮できていない。

これは、ポイント交換に改めてあかがねミュージアム等に出向かなければならない等、非効率な仕組みも影響しているものと考えられる。スマートフォンを活用した入会やポイント交換等、より利便性の高いシステムが導入できないか検討されたい。

また、移住者数把握の基礎データとなる転入者アンケートも回収率が10%未満であり、本市の公表移住者数が伸び悩んでいる要因のひとつであると考えられる。アンケートの効果的な回収手法に加え、インセンティブとしてのあかがねポイントの活用等についても検討され、回収率の向上に努められたい。

(総合政策課、シティプロモーション推進課)

### <回答>

転入者ウェルカムポイント事業でのポイント交換につきましては、指摘のありましたポイント交換率が低迷している現状を踏まえ、QRコードの発行等によるスマートフォンを活用した入会やポイント交換ができるシステムの導入について検討してまいります。

(総合政策課)

#### <回答>

転入者アンケートについては、窓口である市民課に協力を依頼し、令和4年6月から、アンケート用紙への記入の呼びかけや窓口回収を行っており、回収率は増加傾向にあります。インセンティブの付与については、あかがねポイントの活用等についても検討し、更なる回収率の向上を図ります。

(シティプロモーション推進課)

#### (4) スポーツ未来創造事業について

市民のスポーツ機会の拡大と競技者のすそ野拡大を目的に、体育施設指定管理者の新居浜市文化体育振興事業団に委託し、令和3年度からスポーツ未来創造事業に取り組んでいる。業務仕様書には各スポーツ教室の予定回数が定められているが、実績報告では新型コロナウイルス感染症の影響で予定より実施回数が減少している。また、軽スポーツの普及のため、ポッチャ等の用具購入を追加しているが、委託契約に規定する教室実施回数の変更及び事業の追加に関する協議の記録が作成されておらず、また協議に基づく契約変更等の手続も行われていない。感染症の影響に加えて、令和3年度が初年度のため事業内容、経費等の変更は考えられるが、契約規定に基づく変更手続等、適正な事務処理をされたい。

また、仕様書の予定回数「年間何回以内」については、より明確な開催回数を示す表現に改められるとともに、令和3年度の事業実績を十分に踏まえ、適正な内容及び経費による業務実施に留意されたい。

(スポーツ振興課)

#### <回答>

本事業につきましては、委託先である体育施設指定管理者の新居浜市文化体育振興事業団が、子供から高齢者まで、多くの市民にスポーツをする機会を提供するため、専属の指導員を育成するなど、地域スポーツの核となるべく、自主事業を展開しているところですが、新型コロナウイルスの影響により、実施回数が減少しました。減少分については、指定管理者と協議のうえ、新しいスポーツの普及を図ることを目的に用具購入にあてるよう事業内容を変更しました。今後におきましては、事業内容等に変更が生じた際は、委託先である指定管理者と協議を行い、その協議内容の記録を作成するとともに、契約変更等を行うなど、適正な事務処理を行います。また、仕様書の予定回数につきましては、前年度実績や年間計画等を十分に勘案した適切な回数の表現に改めます。

#### (5) 近代化産業遺産の活用について

東平地区に関しては、東洋のマチュピチュというキャッチフレーズのもと観光資源としての活用を図っている。一方、平野部においては、旧端出場水力発電所や住友山田社宅など産業遺産の保存整備が進められている。これらに加えて、マイントピア別子、別子銅山記念館、旧山根製錬所煙突、旧別子鉱山鉄道跡、日暮別邸記念館、広瀬歴史記念館などの各遺構や施設を個別の存在としてではなく、トータルのストーリー要素を加味した形に組み立てることにより、産業遺産・歴史文化財保存の観点だけでなく、故郷の歴史学習の観点や観光資源としての活用が考えられる。整備保存の効果が最大限に発揮されるように、関係部局と密に連携し、有効な活用方法を検討されたい。

(別子銅山文化遺産課)

### <回答>

近代化産業遺産の活用につきましては、今後、市内に点在する産業遺産や住友所有の関連施設を複合的に組み合わせた一体的な活用が必要です。

具体的な活用としては、幅広い世代に別子銅山の発展と鉱山街から工業都市へと飛躍を遂げていった街の魅力を伝えるため、旧端出場水力発電所、住友山田社宅、広瀬歴史記念館、別子銅山記念館、日暮別邸記念館、フォレスターハウスをセットにした学習コースの設定や、端出場エリアと星越エリアを拠点とした周遊ルートについて、観光部局、マイントピア別子との連携により具体化を図ります。また、合同企画展の開催など、各館との具体的協議を進めてまいります。

なお、今年度は、発電所の公開に向け観光庁の補助金を活用した端出場地区全体の活性化を図るための取組みとして、ARコンテンツの制作、モデルツアーの実施、土産物の開発などを観光部局、マイントピア別子と連携し、取り組んでいるところです。

# 建設部

## 1 建設部の主な事務事業

### (1) 都市計画課

- ア 都市計画に関すること。
- イ 国土利用計画及び国土利用計画法に基づく調査、指導及び進達に関すること。
- ウ 駐車場法に関すること。
- エ 崖崩れ防災対策に関すること。
- オ 都市景観に関すること。
- カ 都市公園等に関すること。
- キ 子供広場及び児童遊園地の管理に関すること。
- ク 新居浜駅前駐車場等及び新居浜駅前駐輪場等に関すること。
- ケ 屋外広告物に関すること。
- コ 公衆便所に関すること。
- サ 土地区画整理事業に関すること。
- シ 新居浜駅周辺整備に関すること。

### (2) 国土調査課

- ア 地籍調査の計画実施に関すること。
- イ 地籍調査の成果に関すること。

### (3) 道路課

- ア 道路及び橋りょうの調査計画に関すること。
- イ 都市計画道路事業に関すること。
- ウ 地方道事業及び県費補助事業に関すること。
- エ 道路の改良及び修繕補修に関すること。
- オ 交通安全施設に関すること。
- カ 市道の維持管理に関すること。
- キ 道路災害復旧事業に関すること。
- ク 市道の認定、占用許可に関すること。

### (4) 用地課

- ア 用地の取得（借地を除く。）及び借受けに関すること。
- イ 地上物件その他の補償に関すること。
- ウ 取得物件の登記に関すること。
- エ 地価公示に関すること。

### (5) 建築住宅課

- ア 市営住宅及び活性化推進住宅の建設並びに補修に関すること。
- イ 市有建築物の建設、補修及び点検に関すること。
- ウ 市営住宅及び活性化推進住宅の管理に関すること。

- エ 住宅地区改良法に係る県知事からの委任に関する事。
- オ 旧雇用促進住宅の管理等に関する事。

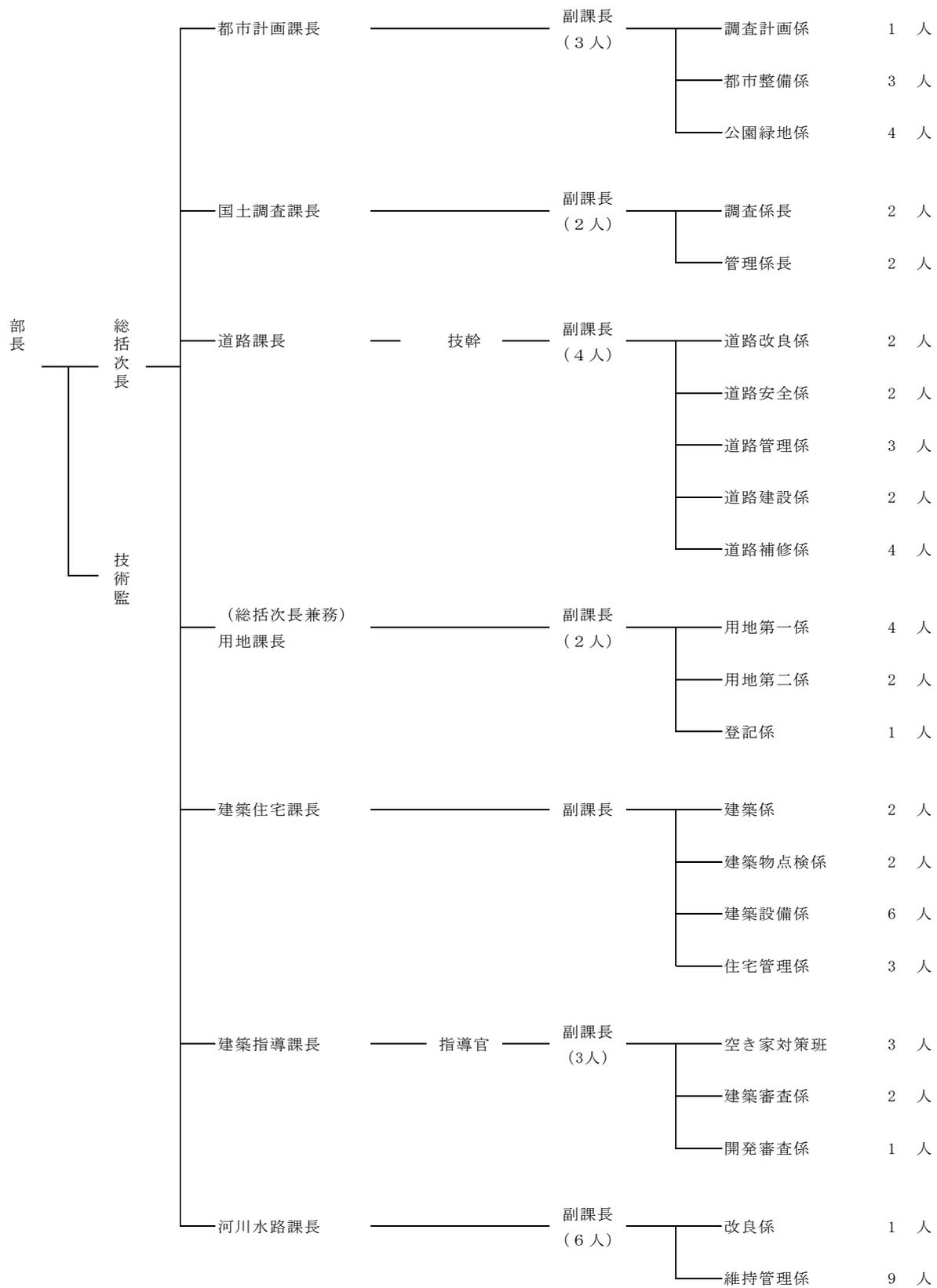
#### (6) 建築指導課

- ア 建築基準法の実施に関する事。
- イ 建築行政指導及び相談に関する事。
- ウ 開発許可申請等の審査に関する事。
- エ 優良宅地、優良住宅の認定に関する事。
- オ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の実施に関する事。
- カ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の実施に関する事。
- キ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の実施に関する事。
- ク マンションの建替え等の円滑化に関する法律の実施に関する事。
- ケ 長期優良住宅の普及及び都市の低炭素化の促進に関する法律の実施に関する事。
- コ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の実施に関する事。
- サ 空家等対策の推進に関する事。

#### (7) 河川水路課

- ア 生活排水路等に関する事。
- イ 河川及び国土交通省所管海岸に関する事。
- ウ 排水ポンプ場並びに水門及び樋門に関する事。
- エ 市管理河川及び排水施設の災害復旧事業に関する事。

2 職員の配置状況 93人 (令和4年4月1日現在)



※河川水路課職員は  
上下水道局下水道課及び施設管理課（下水担当）職員が併任している。

### 3 令和3年度に実施した主な事業

#### (1) 滝の宮公園リニューアル事業

昭和31年の開設後、60年以上が経過した滝の宮公園を、少子高齢化や健康意識の高まりなど近年の利用者ニーズに応じた再整備を行った。大型遊具の設置、大池周り園路の弾性舗装、散策路の整備を実施し、来園者が増加した。また、日本庭園、健康広場の工事に着手した。

＜事業費＞ 162,372,463円（繰越分 115,038,795円を含む。）

#### (2) 地籍調査事業

迅速な災害復旧、円滑な公共事業の推進、固定資産税の公平な課税等土地の有効活用を図るため、地籍調査事業を実施した。

＜事業費＞ 48,535,067円

#### (3) 宇高西筋線改良事業

宇高西筋線（市道松の木東雲線）は、宇高町四丁目から宇高町一丁目を南北に結ぶ都市計画道路であり、隣接する高津小学校の通学路となっているが、歩道のない一車線の狭い道路であるため、市道「新田松神子線」から高津公民館南側の市道「南沢津北通り線」までの延長430m間について、道路改良を実施することにより、児童・生徒を含む歩行者の安全な通行と地域住民の利便性向上を図る。

＜事業費＞ 94,639,700円（繰越分 17,500,000円を含む。）

#### (4) 公営住宅建替推進事業

老朽化した公営住宅の建て替えにより、安全性の確保、バリアフリー性能の向上等居住環境の整備を図った。令和2年度から着手した東田団地1号棟（建物のみ）の建設工事が完了した。

＜事業費＞ 740,457,000円

#### (5) 民間木造住宅耐震診断、耐震改修補助事業

民間による木造住宅の耐震診断及び耐震改修の円滑な実施を支援し、建築物の耐震性の向上を図るため、診断費用または改修に係る設計・工事・監理費用の一部について補助を行った。

＜事業費＞	600,186円	【耐震診断事業】	補助件数	13件
	1,750,000円	【耐震改修補助事業（設計補助）】	補助件数	12件
	9,000,000円	【耐震改修補助事業（工事補助）】	補助件数	9件
	270,000円	【耐震改修補助事業（工事監理補助）】	補助件数	9件

#### (6) 危険家屋除却補助事業

安全安心な生活環境の確保及び良好な地域景観の保全を図るため、老朽化等による危険な空き家を除却する者に対して、除却費用の一部について補助を行った。

＜事業費＞ 7,825,000円 補助件数 11件

#### (7) 民間ブロック塀撤去補助事業

災害に強いまちづくりを進めたるため、危険ブロック塀の撤去に係る費用の一部について補助を行った。

<事業費> 2,866,000円 補助件数 16件

#### (8) 特定空家除去事業

地震による建築物の倒壊等の被害から地域住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、管理放棄された特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条9項及び同条第10項の規定により必要な措置を行った。

<事業費> 1,980,000円 補助件数 1件

#### (9) 一般下水路整備事業

主に公共下水道事業計画区域外の排水路・排水管及び市管理河川の改良と維持管理を行い、地域の浸水対策及び住民の生活環境の改善を図った。

<事業費> 95,570,928円

### 4 使用料、手数料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
公営駐車場使用料	7,074,400	7,074,400	0
公営駐輪場使用料	10,533,150	10,533,150	0
公園使用料	1,089,358	1,089,358	0
自動販売機設置使用料 (都市計画課分)	614,219	614,219	0
地籍調査成果交付手数料	56,100	56,100	0
屋外広告物許可申請手数料	1,572,240	1,572,240	0
用途地域等証明手数料	11,400	11,400	0
低未利用土地等確認手数料	6,900	6,900	0
道路使用料	36,759,340	36,759,340	0
敷地使用料	361,404	361,404	0
開発許可等手数料	2,024,070	2,024,070	0
建築確認手数料	8,214,600	8,214,600	0
自動販売機設置使用料 (市営住宅分)	228,636	228,636	0

## 5 市営住宅家賃等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
家 賃	現年度分	263,778,910	263,383,200	99.8%	0	395,710
	滞納繰越分	11,298,722	2,827,242	25%	563,500	7,907,980
	計	275,077,632	266,210,442	96.8%	563,500	8,303,690
共益金	現年度分	29,715,856	29,162,341	98.1%	0	553,515
	滞納繰越分	4,583,848	764,091	16.7%	25,770	3,793,987
	計	34,299,704	29,926,432	87.2%	25,770	4,347,502
駐車場	現年度分	1,709,170	1,704,770	99.7%	0	4,400
	滞納繰越分	8,800	8,800	100%	0	0
	計	1,717,970	1,713,570	99.7%	0	4,400
督促事務費	家賃	118,800	118,800	100%	0	0
	駐車場	7,500	7,500	100%	0	0
	計	126,300	126,300	100%	0	0

## 6 指摘事項及び回答内容 (回答は令和4年11月11日付け)

### (1) 管渠等清掃業務委託について

ア 管渠等清掃業務の単価は、7者から聴取した見積りから異常値を除く平均値を算出し、その平均値に最も近い見積価格で決定されているが、平均値算出の際に、異常値ではない値を除いて計算されているものが複数あり、結果として、本来算出されるべき単価とは異なった単価で決定されているものがある。当該単価は複数の課で準用して使用されているものであるため、算出の際には誤りのないよう十分精査し、正確な事務処理に努められたい。

(河川水路課)

#### <回答>

年度当初の管渠等清掃業務の単価更新作業において、提出された見積りに基づき適切に異常値のみを除く計算式で修正する必要がありましたが、これを怠っておりました。今後は、本単価が他課でも準用されることから、影響が広く及ぶことも考慮して、必ず複数名での確認を徹底して行うよう改善いたします。

イ 仕様書に記載の請求数量基準では、水路清掃工は「10 m<sup>3</sup>以下は小数点2位以下切り捨て」とされているが、小数点第1位や第3位を切り捨てた数量で計算し請求されているものが複数見受けられる。仕様書で定められた基準に基づいて請求を行うよう指導されるとともに、請求書を受理する際には内容を十分確認されたい。

(河川水路課)

#### <回答>

仕様書に定められた請求数値基準につきまして、担当者及び請負業者双方で工種及び数量

ごとの運用の違いが確認されておらず、請求書作成時に誤りが生じました。今後は、担当者及び請負者の双方が仕様書の内容を再確認するとともに、請求書の受理の際には、仕様書に基づき十分確認を行い、支払いの事務処理においても確認するよう改善いたします。

## (2) 新居浜駅周辺駐輪場の管理運営について

新居浜駅前駐輪場及び駅南口広場駐輪場は、指定管理者制度による管理運営を行っている。利用状況については、一時駐車はコロナ禍により減少傾向にあるものの、定期駐車は令和4年3月末で自転車100%、バイク94%と高い利用率を維持している。しかしながら、駐輪場全体の収支は、使用料収入が指定管理料、システム保守委託料等の管理運営経費を下回る赤字体質が継続している。将来にわたり持続可能な運営が可能となるよう、受益者負担の考え方にも留意され経営改善に努められたい。

法令等に基づき、指定管理業務とは別に使用料徴収等業務を指定管理者に委託しているが、指定管理者に業務実態等を確認のうえ、市営住宅管理運営の例を参考に、実態に即した契約、経費積算への変更を検討されたい。

(都市計画課)

### <回答>

新居浜駅前駐輪場及び南口広場駐輪場につきましては、交通結節点機能の向上に加え、放置自転車対策等駅周辺の秩序維持としての役割も果たしております。都市的な役割と受益者負担の両面を考慮し、将来にわたり持続可能な運営が可能となるよう検討してまいります。

また、使用料徴収業務につきましては、指定管理業務の中に使用料徴収業務が含まれていないため別契約としており、契約上の問題はないと認識しておりますが、市営住宅管理運営の例も参考にしつつ、条例等を遵守するとともに、より実態に即した契約を検討してまいります。

## (3) 木造住宅耐震改修事業の活用について

木造住宅耐震診断・耐震改修事業については、平成28年に診断技術者派遣方式を導入、木造住宅耐震改修の促進と安全性の確保に積極的に取り組み、耐震化率（推計）も約77%まで向上している。しかし、令和3年度の耐震改修工事補助の実績は9件、事業費の執行率も47%に留まっている。愛媛県地震被害想定調査では、南海トラフ巨大地震発生時に本市では最大震度7が想定されるものの、建物耐震化の強化により全壊棟数は10分の1に減少するという防災対策の効果も示されている。

市民の生命、財産を守るため、耐震化率の更なる向上に向けて、本事業の活用方策を検討されたい。

(建築指導課)

### <回答>

木造住宅耐震診断・耐震改修事業につきましては、市政だより、出前講座、戸別訪問等で周知広報活動を行っております。しかしながら、ここ数年新型コロナウイルスの影響もあり、出前講座等が思うように開催されておらず、周知活動が十分ではないこと、また、平成28年の熊本地震以降、国内で巨大地震が発生しておらず、次第に市民の地震に対する関心が薄れてきていることが執行率に影響していると思われます。

今後の対策としては、市政だよりの掲載回数を増やし、また住宅の地震対策、市民の防災意識向上のために地区公民館等に出向き、過去の地震被害のことや、住宅の耐震診断及び耐震補強工事の方法等の住まいの地震対策について引き続き講習を実施するとともに、住宅の耐震化を緊急的に促進するため、市内の一戸建て住宅を対象に、戸別訪問を実施し、耐震化の重要性等について直接説明を行ってまいります。

#### (4) 施設管理における最適体制構築に向けての相互協力について

近年、各地で異常気象による災害が頻発している状況がある中、当市においても、緊急手配を行った実績が数件発生している。緊急時の事業者手配に関しては、近傍で工事を担当しているなど迅速性が鍵となる。また、対応可能な事業者数も一定数必要であり、その技術レベルも一定水準以上であることが求められる。一方、担当課においては、近年、専門技術者の確保・育成が課題となってきた。こういう状況において、将来を展望すると、発注者側・受注者側が、それぞれの立場で考えていた局面から、両者の最適性を目指した協力や施策を構想する必要性が増してきていると考えられる。相互の基本的な立場は堅持しつつ、全体の最適性を目指した取組を検討されたい。

(河川水路課)

#### <回答>

河川をはじめとする公共土木施設の管理における緊急時の対応につきまして、地震、風水害、大規模火災等が発生した場合における災害応急対策業務の実施に関し、新居浜市は新居浜建設業協同組合と協定を締結し、対応しているところです。

平時の公共土木施設の管理における緊急対応業務の実施について、全国的にも包括的民間委託により、公共土木施設の管理を行っている事例もありますことから、河川をはじめとする公共土木施設の管理における最適な体制の構築に向けて、今後取り組んでまいります。